（電磁的方法の種類及び内容）

第四十五条　令第八条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号又は次条第一項各号に掲げる方法のうち不動産特定共同事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十六条　令第八条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　不動産特定共同事業者の使用に係る電子計算機と法第二十四条第三項の規定により承諾を得ようとする申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該不動産特定共同事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　不動産特定共同事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申込者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該申込者の閲覧に供し、当該不動産特定共同事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申込者の承諾に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、不動産特定共同事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第四十七条　法第二十五条第一項第七号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一～五　（略）

六　法第二十六条第一項の規定による契約の解除は、当該契約の解除をする旨の書面を発した時に、その効力を生ずる旨

2　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一　当事者の商号若しくは名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（事業参加者にあっては、その商号若しくは名称又は氏名）

二　委託特例事業者の委託を受けた不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　不動産特定共同事業者の許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）

四　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

（新設）

（新設）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第二十一条　法第二十五条第一項第七号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一～五　（略）

六　契約の解除は、当該契約の解除をする旨の書面を発した時に、その効力を生ずる旨

2　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。）とする。

一　当事者の商号若しくは名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（新設）

二　不動産特定共同事業者の許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第四十六条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十条第三項の規定による届出の受理番号）

（新設）